

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座業務委託について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 福祉部 障害者福祉課 福祉推進係）

別紙(業務委託等)

電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う
委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座業務委託について

保有課(担当課)	福祉部障害者福祉課、高齢者サービス課
登録業務の名称	中途失聴・難聴者リハビリテーション事業(協働事業)
委託先	特定非営利法人 東京都中途失聴・難聴者協会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	(委託先に提供する項目) ・講座受講申込者の住所、氏名、年齢、電話番号、障害の程度
処理させる情報項目の記録媒体	紙、電磁的媒体
委託理由	聞こえやコミュニケーションの学習を通して、聞こえに困っている人の社会参加を進め、聞こえに対する周囲の理解、地域の理解を広める目的で当該法人の協働提案事業として実施するため。
委託の内容	1 講座のカリキュラムの編成 2 講師の選定 3 講座の運営管理
委託の開始時期及び期限	平成22年4月から平成23年3月末日まで * 次年度以降も協働事業として継続が決定した場合は、以降継続とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管する。 3 PC等の電磁的記憶媒体に利用制限を設ける。(パスワード等の保護をかけるなど)

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。